

# Weekly Report

第487日号  
平成31年1月7日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 1月から開始となる主な制度等は

**◎国際観光旅客税の適用開始**……1月7日以後、日本から出国する方（日本人の海外渡航や、訪日外国人の帰国など）を対象に、出国1回につき1000円が課されます（航空券等の代金に上乗せして徴収）。なお、適用日前に航空券等を購入している場合は原則、適用されません。

**◎自筆証書遺言の方式緩和（1月13日施行）**  
……民法（相続法）改正により、自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくともよいものとされ、目録をパソコンで作成したり、通帳のコピーなどを添付できるようになります（財産目録の各頁に署名押印が必要）。

**◎e-Tax利用の簡便化**……個人納税者の方は、マイナンバーカードとICカードリーダーを使用する「マイナンバーカード方式」と、IDとパスワード（税務署で職員と対面による本人確認を行った上で発行）による「ID・パスワード方式」の2つの方式でe-Taxが利用できるようになります。

**◎休眠預金等の発生開始**……金融機関で入出金等の取引が10年以上ない預金等（休眠預金等）

を民間公益活動に活用する休眠預金等活用法（昨年1月施行）により、対象となる休眠預金等が今月から発生します。なお、休眠預金等となった場合でも、金融機関に通帳やキャッシュカード、本人確認書類などを持参することで引き出すことができます。

**◎地震保険料の改定**……保険料は都道府県や建物の構造によって異なりますが、全国平均で約3.8%の引上げとなります。また、長期契約（2～5年）に適用される割引率（長期係数）も改定され、保険期間3～5年の割引率が縮小します。

## 「軽減税率対策補助金」の制度拡充

今年10月に導入予定の消費税軽減税率制度への対応が必要となる中小企業を対象に、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などに係る費用の一部を補助する「軽減税率対策補助金」が実施されています。

同補助金の拡充が行われ、今月から\*補助率を原則3/4以内（3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は4/5以内）に引上げ、\*補助対象外となっていた旅館・ホテル等も広く対象とします。

また、来月から、区分記載請求等保存方式に対応するために事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品の導入に要する費用なども補助対象となります。

## 1月は税務事務が集中・お早目のご準備

★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。

★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人（昨年途中で退職した人も含む）の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について市町村等の固定資産税課に提出。

◎提出期限は全て1月31日（木）です。